



上 秋 水 三 圖

湯屋主人に性無情成りて五入燈作し年々老中本上探の末形を以  
 惟公作五入燈之入主水子不疑其為上探水子也

孤竹之徒  
 吳念生



湯屋主人  
 吳念生

銀 製 鍊 の 図 (小葉田氏論文及び106頁参照)

# 近世銀山の領有機構

—院 内 銀 山 の 研 究 (一)—

小 葉 田 淳

【梗概】日本鉱業史の研究は現在最も未開拓の分野の一つであるが、特に一六、七世紀貴金属生産の調期的増加は近世経済史の発展を規制するものであり直接世界史的規模にもつなげる問題でもある。院内銀山をとりあげて銀生産の実情とともに論ずる領有経営或は生産様式等の諸問題は鉱業史発展の一般的段階の場にこれを捉えねばならず、つねに諸鉱山のそれに比考しなければならぬ。しかもわが鉱業勃興期に当り院内程史料に恵まれたものは比類少く、この重要鉱山の具体性を適確に捉えることは右の諸問題解明への基礎的道程でありまた現在の研究段階において迎るべき方法でもある。本論は「銀山領有の機構」「生産の形態と組織」「銀生産の動向」「銀山町の構成」の四章からなり本号では右の第一章を扱い領主の鉱山支配組織と領有の目的たる鉱山収入を明かにした。勿論こゝに述べた形態を以て日本鉱山一般を律し得ないが、なお最も普遍的な一類型ではあつた。

## 緒 言

一六世紀中期から一七世紀前半期に至る約一世紀間は、

日本における貴金属生産史上の交革期であり、明治以前に

あつては圧倒的な最盛期である。この間の研究の対象とその重要性については、最近の史潮に載せた阿仁金山の研究の緒言中にも言及したところであるが、その際も述べた如く、近世初期の問題の解明には同時代の史料の理會から出

殆しなければならぬ。これは当然すぎる事実であるが、近世初期の同時代の鉱山史料の現存するものは甚だ少い。秋田藩に残された若干の記録文書は稀有の例に属する。就中、院内銀山に關する史料は比較的豊富である。従つて同銀山の研究成果が貴金屬生産史上の麥革期の諸問題を解決する重要な基礎資料たりうることは明かである。

院内銀山は慶長一一年發見され、翌年より操業されて、銀の大増産期にあたり、佐渡につき石見、生野と比肩した大銀山であつた。一六、七世紀は世界史上また貴金屬生産の麥革期であつたが、この世紀間の或る年代を限れば、日本は世界の銀産国であつたとして過當でない。世界の銀の總生産額が年に五、六〇万キロ（勿論日本など東洋諸国の分は除外されている）とするならば、一七世紀の初期には日本の産銀額が恐らく一〇万キロを突破した年があつたと思われる。とにかく有数の大銀山であつた院内の研究は、それだけでも意義を持つてゐる。

〔註〕

本論の史料として特に次の三種につき解説する。

（イ）梅津政景日記 二二卷二五册 自慶長一七、二至寛永一〇、三

右の内卷二は上は慶長一八院内銀山籠者或取人帳、下は慶長一八、三院内銀山奉諾役通上銀鏡帳、卷三は上は自慶長一九、五至同、二下は自慶長一九、六至同、二二院内銀山断罪記となつてゐるが、他は各巻とも日記で一年一卷を成し、一六卷（寛永五）一九卷（寛永八）が上下二冊となる。たゞし元和九年分を欠き、また日記としては慶長一八、一九年分が存しないわけである。原本は現在秋田県立図書館所蔵、たゞ一六卷の下を欠き、これは佐竹義榮氏の蔵書目録に載せるが現存しない。東大史料編纂所贈本は昭和八、九年に梅津光雅氏所蔵本を、一六卷下は別に佐竹家所蔵本を写したので、梅津氏よりその後図書館へ寄託されたのである。

政景は道金の第四子、秋田藩初期の藩老として令名あつた憲忠の実弟。彼は慶長一四頃院内銀山奉行たりしことあり（ヶ一七、七一六）同一七、八年同じく山奉行を勤めた。同一九年四月の条に、去年山奉行辭任を申出で許されず、越後普請（高田城）入足の半役を命ぜられ、正月以来の山の様子存せず云々といつてゐるので、山奉行の職はこの時まで解かれなかつたことが分る。元和以来藩の貢賦征稅に任じ、かね山惣奉行の地位について鉱山行政の枢務に當つた。寛永七年憲忠死後藩老となり、同一〇年三月歿す、年五十三。政景の藩政初期の鉱山行政における足跡はその日記を見れば了得される。鉱山至宝要録にも政景の仕法を多く物語つてゐる。元祿一四年夏院内地方大水害後の普請狀況を視察した

善老梅津与左衛門が、岡本元朝に寄せた書翰に、銀山山師十人ばかり来訪し、主馬(政景)を山神に合祀していることを語つたと記している。(元朝日記元祿一四、八、一八)本文中の割註に慶長(ケ)元和(ナ)寛永(カ)を以て示し、ケ一九、五、八は日記慶長一九年五月八日の条に当る。

(ロ) 院内銀山記、続院内銀山記

一見したものに次の三種があるが、内容はほとんど変らぬ。

秋田県立図書館本 銀山記一卷 続銀山記 一卷

院内町十分一斉藤隆藏氏本 銀山記 二卷 続銀山記 一卷

内閣文庫本 銀山記 二卷 続銀山記 一卷

内閣文庫本は明治一六年に院内銀山町大内為之助本を写したので大内氏は後に小野村に移つた。正統合せて三卷本は院内地方にかなり伝写されているようである。

銀山記の序に「院内銀山に年月をふりし酒の友五三人集りて、昔物語の序、扱も此山始りてきのふにけふとは思へとも既に三十の春秋を過にし」とて後世のために思出を語り伝えることを述べている。続銀山記の序に「こゝに院内銀山記と号して一卷(三卷本には兩巻とある)の書あり、其序に目録たるをつき落たるをあつむへしと後の人に庭訓す、しかれば銀山開闢このかた諸役衆中の家名実名なき事残念のあまりに今せんきして見るに既に五十余年をふれば更に分明ならず、せめて大頭知はかりのこと記さんとおもふに、それさへさたかならざれば年代を推はかりて落たるを拾ひ以後の絶たるを書継ごとのなり」とある。図書館本のみは銀山記

近世銀山の領有機構(小栗田)

序の後に「寛永十三年丙子師趨朔日」続銀山記序の後に「万治三庚子年六月」戸部正直の記入がある。この年月記は序文に三〇年或は五〇余年とあつて銀山開闢の慶長一一、二年頃より数えて相適うらしく見える。秋田地方では銀山記続銀山記は戸部正直の著とされている。正直は一齋斎と号し奥羽永慶軍記四〇巻の編者として知られ、宝永四年二月二十七日年六十三にて歿し、横堀町東南の燕堂の先人の塋域に葬つた。(真崎文書光閣様御上意之覚、昭和三年刊雄勝郡郷土史資料)その生年は正保一年となり、万治三年には一六才だから続銀山記の編著すら當えない。しかるに現在の銀山記は寛永以後の語柄をも盛り、寛文七年の山師大津兵太郎等の死亡にまで及んでいる。また続銀山記は大頭即ち山奉行の名を留めるを主目的とするを序に断つてはいるが、間歩の状況その他に及び元祿の頃に至つてはいる。それ故にともに最初のものに後世余程追補されたものと一応見なければならぬ。院内町役場で一見した銀山記の写本の扉に、伊豆園茶語を引き銀山記は一齋斎続銀山記はその門流の著と記していた。要するに銀山記乃至続銀山記は正直(或はその門流)の手で現在の形に作られたものとしてよいのであるまいか。

銀山記は銀山繁栄の状況を叙してや、誇張しがちな物語や怪談綺談の類をも含むが、院内初期の貴重な史料を載せている。続銀山記の大頭以下諸役人の記事に初期のものには誤伝もあるが、得難い史料も多い。

鉢山至宝要録 二卷

三

卷末に元祿四歳七月日黒沢浮木著と記し、表題に黒沢太左衛門殿と申す人の作也とある。梅津忠宴日記延宝二年三月二日の条に「黒沢多左衛門惣金山奉行被仰付候」とある。多左衛門は元重。至宝要録の中に、延宝二年三月かね山役申付けられたことを記し、同五年相役一人（小介川光忠）増し、同八年役替となつたとある。本書は院内銀山を中心に、秋田藩の鉱山の仕法を述べたもので、初期の鉱山の実相を見る上にも参資さるべきものである。

## 第一章 銀山領有の機構

### 一 支配の人的組織

鉱山業において、鉱山を領有するものと鉱山を経営するものと二つの立場がある。銀山領有者は院内の場合秋田藩主であつて、その代理者として直接銀山の支配に当るものが山奉行並にこれを補助する諸役人等である。銀山経営者は多数の山師が主体となるもので、かれ等は各自の計算と責任において、金子・大工・堀子などの勞務者を従属せしめて採鉱に従い選鉱製錬の過程も少くとも一部を同一経営下を持つていたのである。

銀山支配の最高責任者は山奉行で、その他に御蔵方、十

分の一の役人がある。

山奉行は最初には院内城代箭田野義正これに任じ、義正は一門の飯土用右岐守を銀山に置いたという。銀山記、統銀山記に記す初期の山奉行以下諸役人の名列は必しも正しくない<sup>①</sup>。慶長一三年に酒井勝右衛門、人見九左衛門山奉行となり、翌年梅津政景が任を帯びている。元和二年頃までは三人で以後は二人となつたらしく歳末に一人づつ新任者が交替した。政景は慶長一六年暮に再度山奉行となつたようであり、同十八年暮には交替の予定であつたらしいが暫く留任したまゝであつたと思われる。山奉行の支配権は銀鉱業つまり銀の生産諸過程に關した部分だけでなく、銀山町の民政稅務警察一切を含み、銀山の外郭聚落をなす上下院内、小野、横堀における銀山町に關係を持つ稅務にも及んでい<sup>②</sup>る。しかし慣法や規定の改変或は重要なる事態の發生等の際には、藩老の指示を仰ぎまた藩主の直裁をまつことがあつた。山奉行は（諸役人も）番前制で、切山並に御払米鉛に關する事項と間歩山方などの運上役及び十分の一出判の所管とは、兩人交互に月毎に当番となつた。山奉行役所

に番前を以て詰める御物書が二人置かれた。ナ四、一三

御蔵方は御米請取扱役人で、銀山に売捌く御払米を十分の一御蔵へ受納めかつその払方を管理した。二人で初期には毎年交替したようである。御払米制は後に述べるが、御払米代銀の藩納は御蔵方の責任であつた。

十分の一役は銀山の入口なる十分の一役所に詰め、政景日記に役取衆と記され、二人である。またこの役所には直打と秤取一人づゝがある。銀山内に搬入する商品について銀山内の売値段を評価するものを直打といふ、秤量するものを秤取といつた。政景日記に入役直段御用物書の名が見える。かくて搬入商品に対し評価の十分の一を課徴し、これを入役というが、これが初期には役持の請負で行われたことが多い。役取は十分の一口の出入の監視がまた重要な任務であつた。

以上は銀山隆昌期の初期には秋田奉公の士分中より任命された。至宝要録に、御蔵役は「山よき時は久保田御奉公人」であつたが現在は山奉行輩下の者つとめ、十分の一も「久保田より知行高百石百五十石貳百石取ものも古へ院内

銀山能時分は被遣たり」といつている。これらは本給分の外に役に応じ扶持が加えられた。羽陰史略に、山奉行人見、沼井両氏の扶持分として一二石六斗三升三合とある。元和四年に御蔵方、役取、御物書等に不正事件が起きて政景が銀山に向き糺明している。かれらが扶持分の米大豆を山内で売却し入用米を長倉で購入したことが明かとなつたが、これは山内の御払米値段が他処より高値に定められていたためである。この内扶持高の知られるのは御物書で四人扶持であつた。<sup>②</sup>

右は当時は秋田士分より任じたのであるが、その他に地役人に当るものがある。山長、山廻、番役所役人、牢番などがそれである。山長は至宝要録に「山にての家老役する下の者」とあつて、鉾山仕法に慣熟した山居佳の浪人等を用い、山奉行を補佐した。山廻は山奉行指南の足軽や山内の浪人等より任用し、山奉行の配下として主として山方を巡検し鉾山稼業上の非違を取締つた。当番制であつて当番とも称した。はじめ藩より給銀を支出せず山内から供出せしめて多数の山廻を抱えていたので、元和九年政景出張の

みぎり山奉行の各目下に三、四人に制限して藩より給銀（合力銀）を給与することとした。山廻惣左衛門の如き合力銀五枚を与えられた。<sup>ナ一〇、一八</sup> 黒沢氏のかね山奉行時代即ち延宝頃には、山奉行各自一人づつ指南の小者を山廻とし余は従前通の山廻を用いたが、元禄頃には山不案内のものも縁故により任用していると指摘している。番役所番人は、

間歩所在地と下町の間に番所があつて間歩口番屋ともよぶが、こゝに詰めて鉞石の搬出を檢閲した。銀山記に「山小屋と下町の間々に石番所と名付て番所役人三日三夜勤番して是を改む」とある。慶長一七年に滝の下大切山にて七間の民家を立退かしめ間歩と町方の境界を明かにして番屋を建てた例もある。<sup>六ケ九、四</sup> この役人も浪人等を用いたらしい。山奉行、山長老、山廻は間歩切取或は五節句に山師より祝儀をうけた。なおこの祝儀は諸役人にも及んだようである。<sup>①</sup>

牢番は扶持としてよき一丁分を無役で免許され髮結役を給与された。開坑当初の盛時にはよき二丁分を給し髮結も多く収入が大きかつた。元和六年頃には薪伐地も遠くなり一日に三摺分しか伐採できず髮結も減じて、牢番喜左衛門

から勤めかねると申出たので、よき二丁分を許した。<sup>九六、九七</sup> 寛永には髮結役も一人毎月二二匁のところ六匁に減つたので、牢番から苦情がでている。<sup>カ三、一六</sup> 銀山記に御鉛座役があるが、これは有力な山師町人中から鉛座を請負わしめたものをいうので、御払鉛は御払米とともに藩の重要な専売制であつたことは後述する。

町方に一町毎に肝煎がある。町政のことは後章にゆづる。山先及び山師中の有力者、乃至は惣山師の名で山奉行に諸事の請願をすることがある。山奉行から山方の処理につき山先や年寄分の山師に諮問することも行われた。<sup>四一七、七</sup>

## 「註一」

① 続銀山記に大頭（山奉行）山長、御蔵方御鉛座物書、十分の一役直打秤取の名列を記す。山長は太田、中村、佐藤三名をあげるに留り、御蔵方等は初期の記載が不明瞭、寛永以後は御蔵役二人だけをあげている。直打秤取は寛永一二年まで、十分の一役は延宝三年役所が管根子番所に移つてから記入がない。後世ことは矢島領通路と銀山の番所をかねて院内城代大山氏指南の足軽二人が警備した。（秋田風土記）政景日記により山奉行を推記すると次の通りである。（）数字は秋田沿革史大成による石高。

慶長一七 梅津主馬 川井嘉兵衛（一〇〇）介川左門

- 一八 右同 右同 真崎長右衛門(一〇〇)
- 一九 右同 右同 右同
- 元和二 真崎長右衛門 伊藤外記(二五〇) 太田丹波(一五〇)
- 三 右同 久賀谷五郎兵衛
- 四 菅谷準人 右同
- 五 右同 小野崎吉内(二〇〇)
- 六 黒崎甚兵衛 右同 田中豊前
- 七 右同 菅谷準人 右同
- 八 右同 太田内藏丞(二〇〇)
- 一〇 右同 山内内匠 右同
- 二 寛永 山内内匠 右同 信太又右衛門四
- 三 右同 中川宮内 右同
- 四 右同 同市右衛門(三〇〇)
- 五 赤沢内藏丞 右同
- 六 右同 牛丸次右衛門
- 七 右同 小野崎太郎左衛門(一〇〇) 右同
- 八 右同

②所管事項の主なるものは  
 普請切取運上山に關する件、普請帳切取帳運上間歩帳の保管、  
 運上諸役銀の徴收保管、御私米船に關する件、十分の一出判  
 の管理、山内の治安裁判刑罰等に關する給  
 である。

③扶持分を左の如く山内で販売した。  
 近世銀山の領有檢簿(小森田)

役取 須田新左衛門 元和三年分とも米三一俵 大豆一二俵二斗  
 福地治右衛門 元和四年分 三 八  
 物書 大泉仁左衛門 元和四年分 七  
 片岡又右衛門 三  
 山奉行菅谷準人 五  
 政景は「十分一蒙御扶持方米大豆於以来には当山にて請取俵を  
 被用、他所より所望被申間敷候、十分一もかこひ之内に候間、  
 少成共米大豆わきより入被申候へは私曲に御座候事」と指示し  
 義宣の意に基き政景在任時同様に一ヶ月替番前割の勵行を達し  
 た。 ナ四、一一、三ナ四、一一、一七

④銀山記に切取銀六〇貫の場合に、両大頭八六〇匁以下山長(山  
 奉行の半分)当番(同じく五分の一)等の進上を例記している。  
 続銀山記に延宝五年の秋田仙北六部惣金山奉行黒沢多左衛門殿  
 御仕置之覺をあげ、切取の祝儀音物は切取初日の荷売高の一〇  
 分の一を山奉行一人へ、山長山廻御様方へは一人につき山奉行  
 の五分の一としてゐる。また五箇旬の音物の割合は山奉行に対  
 し一〇分の一とし、一〇分の一役は二〇分の一としてゐる。  
 寛永四年八森銀山開坑の時に政景の与えた規定に「切取之時山  
 めくりに祝儀之事は両山廻者人に付而銀山ならハ銀沓匁宛、な  
 まり山ならは銀二百目づつ、其外は何にても取ざるやうに堅可  
 被申付事」とある。カ四、九、八

## 二 支配形態による鉱山の分類

鉱山に直山と請山がある。佐渡ではまた直山を御公方山といふ、請山を自分山ともいう。鉱山の領有關係や金銀銅鉛等の生産条件或は時代によつて、直山といふ請山といふも領主の支配やその内部の經營の形態には相違がある。秋田藩の直山請山の性格は一の典型をなすものであるが、ここでは同藩のものの方にについて述べることを予め断つておく。

政景日記に「金山の内人など付置被申儀は杉沢、檜内計にて残る三ヶ所は金にても銀にてもなにほどと申請度と望者御座候はゞ奉行之者切手を出し申候」とあり、<sup>一六九</sup>「金山四ツノ内三ヶ所ハ請山と申候、正月一年中をうけ切參候間書付計にて帳無之候、銀山七ツノ内三ヶ所ハうけ山にて右同」とある。<sup>一七〇</sup>直山は山奉行その他諸役人がつけられるので、奉行山ともよぶ。請山は山師が一ヶ年の運上額を通常その歳の正月に契約して藩より討けるので、經營は勿

論一山の管理も請主（山主）が担当する。至宝要録に「請山は政景死後調る人なし」また「何ほどかねほりたるかしられぬ事なり」といつている。直山請山は鉱況によつてきめられる。院内銀山は創山以来享保まで一貫して直山で、秋田藩の直山形態の典型的のものであつた。つまり同銀山が同藩の最大の貴金屬山であり、強力なる支配組織を以て生産の増昇と銀山町の繁榮をはかり、運上諸役並に御払米鉛の専売収入の増加乃至は減退防止を努めたのである。<sup>①</sup>

直山の性格は本論自体が説明するものであるから、請山につき簡叙しよう。荒川銀山は元和初年請山であつたが、同三年春新見立山を注進したので、政景検分の結果直山に及ばずとて一ヶ年の運上をきめ請山を命じた。山先山師は承引せず奉行の派遣を懇請して直山たらんとした。請山たるには前懸金が要るがそれが欠乏すること、請山となり請主の下に従属することを忌避すること、未進負のため退山が不可能であること、これが山師一同のあえて直山を希望する理由であることを政景は推定している。<sup>一七三</sup>請山となれば従来稼業中の多数の山師が請主に従属することにな

る。多数の山師の間歩の経営の形態は従来と変らぬが、領主（山奉行）と直結せずに、中間に請主が介在して請主の

管理をうけることになる。<sup>②</sup> 請山運上銀は単に間歩運上の意味でなく運上諸役を包括するものというべく、御払米鉛についても担当額を約する場合があつた。この際御払米鉛代銀は藩より指定した。杉沢金山は元和三年頃山師正右衛門の請山であつたが、二郎兵衛新見立山が出来した。政景は検分して杉沢金山の十分一番所の地形と判定した。即ち同金山の区域外の新鉾山としたわけである。杉沢金山の山師で新鉾山に移転するもの少からず、かれらは請主正右衛門に暇を請い書付をとらねばならぬが、運上負つまり請主に對し運上未済のものは移転が禁止された。移転の際、使用したのみ、つち、たがね、板、ふいで、流道具は山の付物として携行せず、請主に交付している。運上負ならざる限り山師の移転を抑止できぬのは、鉾山仕法の一般的通則である。<sup>七三、七五</sup> 請山は鉾山紀年録（箇所年数帳）に見える如く近世中期以後は支配的に数多く現われる。貴金屬山では生産規模の低い稼業で、農民の副業的な形態をとつたもの

が少くない。佐藤氏の坑場法律はこの時期の請山制における経験と抱負を述べたものである。

かくの如く直山請山は秋田藩では支配管理関係より見た分類であつて、これまた少くとも初期の貴金屬山に多く通ずるものである。<sup>③</sup> さて公納様式からは運上山と堀分山或は荷分山に分類される。秋田藩では直山でも運上山が一般であり請山はつまり運上山形態である。貴金屬山の盛時たる近世初期では運上山が全国的にも多かつた。至宝要録によれば、堀分山も普請の手続は運上山同様で、一昼夜掘つた荷の売高が各山の定法に従ひ二〇〇匁或は三〇〇匁という如く一定額以上あれば、半分公納し半分鋪主がとり、定額以下の場合は一切公納しない。堀分の鋪は鋪主の世襲が原則で、運上を免れんため採堀を手控え或は買石と共謀して売高をごまかし、世襲のため手あきの能力ある山師が集らず、運上山の如く大盛りとなる機会が少ないと述べている。また秋田藩では堀分山がなかつたが、最上の延沢銀山が堀分となり当領にもはじまつたとしている。<sup>④</sup> しかしそれが当初から全然行われなかつたわけでない。院内の滝下大切

山は慶長一六年頃藩營で普請されて、ここを請けて稼業した山師は堀分で五荷のうち四荷を公納した。かくて鉾石で納められた荷は山奉行の手で売却されている。佐渡では慶長初年から比率の定法はできていないが堀分であつたという。<sup>⑤</sup>元來間歩運上は山師側から計算の上でその額を定めるものである。それ故領主自ら經營する場合は、原則的に堀分法となるのが当然であつた。寛永初年に八森銀山が開かれ良鈔が多く發見されたが、検分した菅谷隼人の報告によれば、上鈔でもつづかず少し切れば鈔が絶えるので、山師の直入ができない状態であつた。政景の意見は「如此鈔は荷わけに致候共御徳も候はんかと存候へ共、奉行人同召遣候下の者才覚人無之候ては成かね候、又人数も入申候間、半右衛門へ談合致間歩鈔に付而役斗有増申付候」とある。普請切取後に運上せりの直入が行われるが、良鈔でも鈔がつかぬため不安で山師が直入しない。かゝる場合荷分は一の便法であるという。しかし荷分には至宝要録にもいふ如く檢視を付し嚴重に監督する心要があり、檢視は山の仕法にも通じ鉾石の鑑別にも明い政景の「才覚人」たるを要し、

また鋪数は多いので人数がいり実施しがたい。そこで藩老憲忠にもはかり間歩鈔に即して適宜の運上に命じたわけである。<sup>七五、七一</sup>

「註」

①初期の重要鉾山について見れば

杉沢 慶長末及び寛永初年直山、元和初年請山

檜内 慶長末直山、元和より寛永初年請山

早口、大葛、赤沢 慶長末より寛永初年請山

阿仁 慶長末より寛永初年直山（以上金山）

荒川 元和三年より直山

水沢、増田、畑 慶長寛永間請山

新城 寛永開坑以後直山（以上銀山）

②加賀藩初期の貴金屬山では一山に二、三人乃至数人の親方あつて運上を請けるを請山といつてゐる。「親方なし」に山師が藩の奉行の直接支配をうけるを直山としてゐる。加賀藩の鉾山經營（歴史教育評論第二号）

③佐渡では「金銀山の御山師共を雇ひ御入用を以て穿出す所を御直山と云」また自分山は「山仕の入用を以稼間歩、運上銀を出して稼ぎしなり」とある。（佐渡年代記卷之一）即ち直山は幕府の經營であつて、山師は被雇用人である。山師は幕府の奉公人として俸米が与えられ、庚留木等の採鉾資材が給せられ、山師並にこれに従属した勞務者には堀分法による収入が附与さ

れる。つまり直山諸山は官營民營の経営法による分類であることが一層本質的となる。なお佐渡鉢山の初期の史料は同時代のものは極めて少ない。これらの点については他日詳論しよう。

④銀山記に延沢の捌分を記して「たとへば銀捨貫目の売山五貫目公儀に指上五貫目は山仕取、是も一日貳貫目または捌分にならず貳貫目以上捌分になる」とある。

⑤佐渡では当初出分の多少山師の貧富により出纏の内半分三分の一或は四分の一など公納し残を山師金子等の持分としたという。元和六年大凡鑢出高千荷以内は四分の一、以上は三分の一公納に定めたことがあるが、荷分法は多くの変遷があつた。赤穂溝短の下財聞書（天明五年）に金銀山御売山之定法において荷分の定法を記している。勿論これを以て各時代にわたりまた一般を律することはできぬ。

### 三 鉢山收入の対象 その一 運上諸役

鉢山領有の目的となるものは鉢山並は鉢山町より獲得する収入であつて、秋田藩貴金屬山では一は税収たる運上諸役二は御払米鉛の専売利潤三は金山では初期から銀山では中期から実施された兩替（買上）収益である。院内銀山盛時の収入として前二者を見よう。

運上諸役の実収状態と増減の経過については、後に銀生産の年代的な推移と銀山町の盛衰に關聯して述べることとし、こゝでは種類取立法を解説する。運上諸役を便宜鉢業、物品、山方、營業、人頭及び地子の税に分る。

#### 鉢業税

1 間歩運上 普請切取を経て山師の運上せりによつて運上山となる。第二章にその性質を明かにしている。

2 餅<sup>もち</sup>役 ずりは捨てられたりこぼれ落ちたりした鉢石。入手の場所により穴ずり、山ずり、川ずり、道ずりの諸役がある。

3 床役 荒吹の大床に課する。慶長一九年大床一間一ヶ月五〇匁七分に定められた<sup>①</sup>。当時数十ヶ所の床あり役高は相当の額なので、役持は幾人かで組をつくる事が多かつた<sup>②</sup>。

4 灰吹役 灰吹床の税で院内、小野、横堀にも存在した。

5 流<sup>ながし</sup>役 流やは板取によりゆりすてた鉢石を木綿にかけて流し金分をとるものである。一筋一ヶ月単位に役をとる。

6 板役 板は至宝要録に檜一尺ばかりの板を三方に縁を残

して中を削つたものとあり、ほたきもの鉋③と鉋註のを  
のせ水舟の水をかけ金分ならざる部分をゆり捨てて。当  
初板一枚八匁八匁八匁であつたが、慶長一七年運上目五匁に  
改めた。

7 からみ役 はじめ小床（灰吹床）から出るからみを床屋  
が買集めて吹きからみ役を納めた。慶長一八年頃から大  
床の小床兼營がなくなり、政景は荒吹の一番吹に出たか  
らみは二番吹に合せ吹くから大床はからみ役を納むべし  
としてゐる。

#### 物品税

8 入役 十分の一役で山内に入る物品について山内の値段  
を評価し一割を課する。至宝要録には売らずに山外へ持  
帰る分は十分の一を返還するとある。入役は開坑当時の  
間歩運上を除けば、運上諸役中の第一位を占める。入役  
も持役であること多く、持役は半ケ年が通則だが入役は  
一ケ年のこともあつたらしむ。

#### 山方税（山方役）

6 炭かま役 篠根子沢方面が炭焼の中心であつた。炭かま

一筒一ケ月につき課する。元和三年三月従来の二〇匁を  
一五匁とした。慶長一九年頃には已に炭かま所在地在が奥  
に移つて、かまから町まで一日に二回の運搬がなりかね  
篠根子番屋の降手まで中荷持を設けたいと申請している。  
寛永初年には由利領の篠根子で役を納めて焼くようにな  
つた。六、二二

10 よきなた役 薪伐役で元和三年三月によき（鑑）一丁一  
〇匁を六匁になた（鉋）一丁五匁を四匁とした。（一ケ  
月につき）銀山領の薪を伐尽して寛永年間には他領で薪  
役を納め伐つてゐる。この頃よき役八匁を五匁に下げた。  
三、一九 山方役は持役とならず、常に直役であつた点が注  
意される。

#### 營業に關する税

11 炭灰役 大床の造作に用いる炭灰炭灰炭灰の販売の税。

12 煙草役 煙草販売の税で、役持が葉一枚毎に判をおす。

無判の葉を販売しまた購入したものを酷刑を以て罰した。

13 室役 元和三年御払米を増すため他処より糶の移入を禁

じ御払米にて造らしめ室役を課した。一ケ月一間一〇匁。

ナ三九、一五

14 麵類役 一ヶ月一聞四〇匁を寛永七年一〇匁に大中に下

げた。カセ、  
三、一九

15 米小売役 至宝要録に米小売、味噌小売、酒売は三、四ケ所につくるを可とすとあるが、院内の盛時にはもつと多かつた。御払米は俵で払われるから一、二升の小売が必要であつた。院内にも小売があり、慶長一七年には売行とまり持役のせり手なく、希望により平米とし代償として院内百姓が同地御蔵米を毎月百俵づつ銀山まで運搬している。

16 材木役 元和六年石見次兵衛が材木札を受け出雲作左衛門に貸した。作左衛門は薪を伐り而も二人を備使し伐つたので、ともに成敗された。ナ六、  
九、一七 寛永初年には藩領の材木を伐尽し他領で山手を納めて伐る状況で、山師等から藩の材木役免除を願出でた。カ二六、  
五、六

17 酒役 銀山のみでなく院内、小野、横堀にもあつた。元和三年院内の酒屋から濁酒役をとるべきを申請し一ヶ月一聞一〇匁と定めた。たゞ掣取嫁取田植稻刈仕事には

近世銀山の領有機構（小葉田）

町肝煎の切手により役取衆から百姓に切手を出すことを

許したので、かゝる際の濁酒造は無役を認めたのであら

う。ナ三三、  
三、二 酒役を造酒役とも記し造酒屋は酒販売の主な

ものであつたが、銀山町に請酒屋があつたことが見える。

御払米政策から元和三年酒、糶の入山を禁止し小野、横

堀、院内の酒造家が銀山へ入れる酒道具の十分の一を免

除している。ナ三三、  
二、七 御払米で造つた酒屋善右衛門の酒の

松前移出を許可し、樽に判をおし十分の一役所に備えた

印鑑と合せて通した。カ四、八、五

18 おこし米役 脇米法度にかゝわらずおこしを外部より入

れるは不都合たとて、慶長一八年から御払米を以てする

おこしの製造販売を許すこととした。カ一七、  
一、六

19 湯風呂役 元和三年に一〇聞程あり、一ヶ月一聞一五匁

であつた。

20 傾城役 銀山に傾城町があり、院内にも傾城屋があつた。

慶長一七年頃銀山の役持角館彌介は山の傾城の中が院内の上に役相当すといふ、院内の役持美濃次郎兵衛は山の下相当といつて争つた。当時院内傾城役は一ヶ月上は一

五匁中は一三匁下は一〇匁であつた。元和寛永にかけやといふ女、せんたくとよぶ娼婦が増し傾城が絶滅する有様で、かかる娼婦にも役を課したこと後述する。

21 見世役 みせを上申下に分け一ヶ月一聞単位に課役した。

元和元年院内見世役持から、隠し売買するもの百姓町人の禁止を請うている。一四、一五

その他22餅役23千いひ役24鍛冶役25番匠役26槍物師役27桶役がある。

人頭税地子税

28 面役 銀山町に面役町があり、面役場の所在地であろう。<sup>⑤</sup>

至宝要録に山よき時山の入口で課して、山内米価高きため里で食事し山へ通うを防止したとある。

29 地子役 至宝要録の屋敷役である。役持が山奉行の検印

のある六尺竿で屋敷を検地したことが見える。七一七、七一〇

以上多数の種目の内殊に営業関係の諸役の如きは秋田藩でもいづれの鉱山でもあつたわけでない。鉱山の規模鉱山町の大小に応じて院内の如く多き例は他に見られなかつた。運上諸役取立法に直役と持役持役等をがある。入役は役取

衆がその他は山奉行が直接取立るのが直役である。山師町人等が取立を請負うのが持役で、初期には春秋の面役一月から六月七月から極月までの各半年を普通とした。春役は前年暮に秋役は六月末に、山奉行宅に山師町人集合の上直入せりを行うのである。それに秋田から検使がきて立会う。役持は凡そ定まつた顔ぶれに落着く。前懸銀いくら六ヶ月役銀いくらとせつて、請額を六つ割にして毎月上納する定であつた。

間歩運上は直役に属するが、山方役を除き他は多く持役を便としたようだ。役高は一定の単位について前述した通り藩より決められるから、役持が自由に増減することはできぬ。たとえば湯風呂は元和三年春に一〇聞程あり、一間一ヶ月一五匁だから一ヶ月一五〇匁となる。しかるに春役の請額は僅に一〇〇匁であつた。また慶長一九年に大床一間一ヶ月運上目五〇匁七に定められたから、元和初年大凡四〇聞の月額は二貫余になる。しかるに同三年春役の請額は四八〇〇匁であつた。湯風呂役の如きは極端な例で、政景も直役に召上げた程であるが、予定通り順調に集税でき

れば役持の手に相当の余剰が残るはずである。ところが生産の高下の甚しいのが銀山の性格でこれを基盤に構成される銀山町の浮動する条件が常に集税状況を不安定ならしめる。そこに役持の判断があるわけだが、一般に元和寛永と銀生産の低下につれ役持が請額を納済しきれず、運上負として苦悩した。慶長一八年暮に明年春役の諸役せりに、過分の未進なきものは請人なしで参加を許したが過分のものは除いた。ク<sup>二九</sup>、同年六月の秋役のせりには義宣の意向として未進八貫以上の一〇名を参加せしめなかつた。ク<sup>二九</sup>、元和三年春は山況いよいよ悪く役持より直役に改めることを願ったので、三月政景出張して床、板、山川ずり、湯風呂等を直役とし、二月分は役により多少減免して納済せしめ、傾城、鍛冶は元のまゝ持役、入役、炭灰、材木、米小売等は請額を斟酌して持たしめた。

諸役の対象となる営業は山奉行に願出でその判札を受けた。営業上の違反は厳格な処罰を以て臨んだ。脇煙草は殆ど脇米鉛に準じ処罰した。炭かまについても札を受けず籠を塗作つた播磨左兵衛ク<sup>二七</sup>、二六、かま一筒炭売二人の札にて三、

四人の売子を使い或は他人の札を借用した酒田孫七ク<sup>二七</sup>、二五いづれも死罪になつた。米小売は毎月免札をうけるのであるが、それを怠り盗売して科銀に処せられたものもある。

ナ<sup>一〇</sup>、八 役持の未進に対しても厳しい手段をとつた。慶長一八、九年山況振わず役持の未進は累増したが、就中加賀長兵衛等三人の分は著しく義宣は牢舎を命じた。政景は便宜の処置として長兵衛に対し、未進分四二、八二〇匁三の内二、一一七匁家財妻子の値、一、六四〇匁物山師町人より勸進、留守中の納銀や入役地子役の徴収可能の懸銀を合せ一五貫を当月中に納めることとし、翌月一日を過ぎ不納の場合は長兵衛同然に牢舎されたしと述べた能登太郎兵衛等の請証文をとつて牢舎を免じた。他の二人も内銀の納済に日限を切り同様の請人証文を以て放牢したク<sup>二九</sup>、一、二三四少により運上負は離山を許さぬが、慶長一八年八月義宣は運上負は大小とも牢舎し長兵衛の如く妻子を売り納済せしめよといつてゐる。しかしたゞ牢舎したのでは将来とも納済の機会を無くするので政景の如きはこの策をとらぬ。運上負は山に繫縛せられ何時までも納済の義務を負うので

ある。元和二年の入役持の高野の長春が三、五〇〇匁余の未進あり、同四年には饑渴に瀕し山奉行から飯米を恵まれ日を送る有様、五〇〇匁に免されるれば聖仲間を勧進すると申出で、許された。これを聞いた多数の運上負が少額の内金で宥免を願でたので、政景は家財妻子を欠所とすれば内金以上になると取上げなかつた。一<sup>ナ</sup>、二<sup>カ</sup> かく運上負は足留のまゝ後日納済の機を作らしめ時宜により内金で許したり家財妻子を欠所にしたり出来るだけ運上諸役を集めることが得策とされた。

〔註〕

① 運上諸役は運上目目で表示される。実際に通用したらいてんぐ目即ち京目では二割増となる。

② 慶長一七年春役は山先正右衛門他二人、元和二年（季不明）は伊勢又右衛門を礼本とし伊勢人四人が紐をつつた。カ<sup>四</sup>、四、四

③ 白で粉砕する選鉱過程を必要とする鉱石。

④ 元和四年の入役のせりは高野聖の長円、しう園が当年中二〇貫内前懸一〇貫と直入したにはじまり、薩摩の福原佐衛門が二七貫内前懸極印銀京目二七貫六月以前に運上目かけ差上ぐ（直入二七貫は運上目で、前懸分は京目故二割分五貫四匁追加する）とせつている。

⑤ 寛永二年面役場の能登善右衛門所へ夜打が入り旅人二人掘子一人とともに傷をつけたこと見える。カ<sup>二</sup>、八、一七

四 鉱山収入の対象 その二 御拂米鈔

特別行政区をなす鉱山に実施した御払米鈔なる専売制度は秋田藩では運上諸役以上の収入となつた。<sup>①</sup>

御払米は主として御蔵入米<sup>大豆</sup>を強制的に鉱山にて購買飯用せしめ、米大豆その他穀類の移入を嚴禁し御払米値段は山況その他の条件で公定したが、一般に近郷より甚だ高価であつた。

銀山御蔵に納入する米<sup>大豆</sup>は第一に諸所の御蔵米がある。即ち院内、湯沢、久保田、湊、横堀等の御蔵に所在の御蔵入地から納めた物成米である。通常二人の藩士が御蔵米を請取り銀山御蔵役に交渡する。この藩士は請取並に交渡高につき久保田の御算用場で算用する。この間に欠米の度が過ると藩士は弁償しなければならぬ。しかし御蔵米だけでは不足のことありまた急場の間にあわぬことあり、

余り遠距離ならざる村から直接肝煎の手で銀山まで届けることもある。<sup>③</sup>また必要に応じ買上米や給人物成米などを納入することもある。元和九年納米の内御代四郎兵衛、桜田金左衛門担当の半分は湊御蔵米半分は仙北買上米であり、中野加兵衛、渋谷半三郎の分は久保田町買上米であつた。

五二〇、寛永二年には岩城吉隆領の由利郡物成米を銀山へ上せている。古沢助丞等刈和野で給人物成千石を請取り銀山納入の時過上米三六石余あつたに比し、上館典兵衛等が請取つた給人物成五二二石は二一石余不足したので欠米分は弁償させられた。<sup>④</sup>

納米の運搬は久保田、湊方面からは雄物川を川舟で廻上する。横堀附近まではそれが可能であつたようだが、多くは沼館附近から陸運に移された。この陸揚米や湯沢、院内御蔵米は郷村の入夫を徴し駄貨を以て運んだ。<sup>⑤</sup>元和二年銀山上米の担当人片岡監物、生沢長藏分、小室清八、和田藤右衛門分ともに久保田御蔵米を受領し沼館から銀山まで駄載しており、駄賃入夫賃は藩より定額を支給された。担当人は賃銀を御蔵より受領して支払い米とともに御算用

場で決算した。<sup>⑥</sup>

銀山御蔵は銀山内にあるから十分の一役所を通過する。それには山奉行の裏判を要した。元和四年に十分の一役人に不審ありとて政景が往査した。九月に稲庭村から院内御蔵に納めた米九六俵と四一俵を院内御蔵役清水太左衛門の手で銀山へ上せたが、山奉行の裏判を受ける前に急雨のため米の濡るゝを恐れて、十分の一役須田新右衛門は通過せしめた。また一〇月に深堀村の大豆七俵を含む四一俵が入山したが、大豆の内一俵は米であつたので清水の添状で百姓に返した。三日後百姓は大豆一俵を持参し、須田は同じ切手の内として通した。山奉行久賀谷五郎兵衛は前者の切手にあくまで裏判を拒み、大豆一俵の件も許容しないと云うのである。政景は稲庭村米の通過を須田の落度とし、米ならざる大豆を通したるは検査不行届として十分の一役下の者を捕縛し、須田はまた山奉行の許可を得ず切手なき大豆を通したるを不届とした。清水は稲庭村米の件は切手を申送つたので失念とならぬが大豆の件は山奉行にはからず添状を以て十分の一を出し裏判なき大豆を請取つた点は須

田以上に不都合なりとした。<sup>ナ四、一四</sup>

御払米以外の米大豆の入山は厳禁で、阿仁金山ではその他表粟稗を留物として入口番所に立札しており院内でも同様であつたと思う。銀山御蔵は御蔵役の所管だが、閉閉には山奉行派遣の検使が立会いその判を以て封する。<sup>④</sup>至宝要録に御払米は俵のまゝ払うとあるが、斗入は郷村により従つて所在の御蔵により一定しない。また納米高を示す納升と払米高を示す払升とは容量に相当の差がある。単に升の相違だけでなく場所時により大小の欠米込米に類する如き加米があつた。これが御払に當つて納米高に對して出目となる。院内銀山における元和年間の御払米出目は全体として不明だが、寛永年間には一石につき一斗四、五余から一斗八まで平均一斗六、七であつた。しからばその御払米高はどれ程か。第四章に詳しくは考究するが、元和後期本高<sup>納米</sup>で一万三、四千石寛永にはしだいに減じ七、八千石になり、払高では大体その一割六、七分出となる。初期の盛時には恐らく本高二万石に達したのであるまいか。当時御払米は他の諸鉱山でも行われたし、この内には御蔵米以外の分も

多少含まれたが、藩の御蔵米高四万余石と推定されるから銀山内の処分が大きな割合を占めたことが察せられる。

御払米値段は隣接地の相場も一条件となるが主に山況により公定した。しかし藩の都合で山況をも無視して高収入を企てたこともある。元和四年一月従來の銀一貫五〇石を六〇石四月七〇石と下げた。しかも慶長一四年以來久保田払升につき一升につき三勺小形であつたのを久保田舁なみとした。同六年四五石の高価で十二月五〇石に改め寛永二年一二月また四五石とした。この間義宣は城普請の入用米と不作のため、「山悪成候共」四〇石とすべきを命じたことがある。<sup>④</sup>元和四年四月阿仁金山で米価を下んことを請うて四〇石を五〇石としたが、なお院内の五〇石を六〇石に改めた例に倣うを願つた。政景はこれに對し「たとえは納五斗入一俵仙北にては高口にて四匁五分可仕候、阿仁にてはやす口にて七匁可仕候、院内六〇石は一俵九匁一分八厘阿仁五十石へ一俵に付十一匁」と述べ院内は割高になるとしている。<sup>ナ四、二六</sup>二六〇石相場で仙北の高口相場に比し五斗入一俵につき四匁六八高く一万石で九三貫六〇〇匁の割高と

なる。

藩は銀山御私米の増加に努めている。諸役人が扶持米を銀山内で売却し、飯米を他処で購入する弊風あつて、元和四年これを嚴禁したこと前述した。酒糶の入山を禁止し山内で造酒せしめ、院内、小野、横堀の酒造具に十分の一税を免除し、糶を山内で造らし室役を設定した。ナ三、九、二五 酒屋糶屋に相応の米を貸与したこともある。ナ四、一七 寛永四年御私米を以て造つた酒屋善右衛門の酒は地許はもとより松前まで移出を許している。カ四、八、五

御私鉛も重要な藩の専売制であつた。鉛は金銀の吹鍊に不可欠で殊に銀山の消費量は大きかつた。鉛御蔵は十分一、長倉、院内にあつたが、院内は鉛を一時保管する仲継用であり、長倉は予備用である。鉛山は藩内で何ヶ処かあつたが、藤琴鉛山の買上鉛が主であつた。

至宝要録に金山ヤマへ鉛遣すに鉛座の者請取道中御伝馬に付て検使が付添うとあるが、少くとも初期の事情はそうでない。久保田から命をうけた二人が宰領して鉛を院内または十分の一鉛御蔵へ持参する。鉛を十分の一御蔵で受領する

近岸銀山の領有機構（小葉田）

には山奉行の檢視十分の一役一人が立合の上で鉛座の者が品量を改めて行い封印して納める。慶長一七年七月清水忠兵衛、山口清左衛門宰領の鉛は、一箇（二貫）につき一貫程足らぬので秤の相違と称して交渡せず、宰領の一人は久保田へ赴き藩老向右近の指示をうけた。元和四年一月村山彦助、松塚角右衛門宰領の鉛は過分に欠たち久保田で鉛受領の秤と銀山秤の間に六貫棹に百匁の差あること訴えたので、出張中の政景は双方の秤をとり寄せ検査せるに一棹五〇匁の差があつた。しかし久保田で一箇一二貫五〇〇匁として受領した鉛は実は久保田秤で一二貫七五〇匁山秤で一棹五〇匁の差ありとして一二貫六〇〇匁はあり、計算上の交付高に対し出目ある筈といつてゐる。つまり久保田受領高に対し欠立つ場合宰領者の責任は免れぬが、實際は一般に出目があつたわけである。ナ四、九

鉛座は山師町人中よりせつて請負わしめた。慶長一七、八年は山先正左衛門、伊勢茂左衛門、同一九年中山八郎兵衛、元和四年頃甚太郎、元和八、九寛永元年播磨惣左衛門、同二年から六年にかけて中山八郎兵衛、田中又左衛門、米

屋太郎兵衛が鉛座であつた。御払鉛の値段は公定されるが鉛座の収益は何処から生れるか。八森銀山の例では鉛座地主藤左衛門は鉛座出目銀の内六歩半下されたといつてゐる。（一六）前述の通り鉛の計算量に実は出目が一般にある。しかし鉛交渡の際の秤換は一部分の簡数を摘出して行うので全部についてでないから、出目は大きくなることもあり時には欠たつ場合もあらう。藤左衛門の言分は出目代銀の内三歩半上納六歩半を鉛座手数料に給付されたいといふのである。慶長一七年七月鉛座山先正左衛門等は二月から七月までの御払鉛につき銀小包一〇〇匁がけにて出目代二、四〇〇匁を納める約束であつたが、一向出目なく当月から極月までの分を「御合力なしに鉛払之銀小包のまゝ可差上」これ以前の約束を宥免されたいと願つた。鉛座甚太郎が銀一、四〇〇匁未進となつてゐたのは「元和四年四月より極月迄鉛二歩出に払出し差上可申由定の内指上不申」分であつた。（一六）  
（一七）

一万五、六千貫であつた。藩はこれによりどれ程利潤を獲たか。

銀山御払鉛の主体は藤琴鉛である。その買上値段は元和六年鉛一〇貫につき銀四五匁であつたのを請山運上を免じ明年は六年以前に復して四〇匁とした。銀一匁鉛二五〇匁に当る。寛永四年に五〇匁を四五匁とした。同七年に運上目一〇貫（從前も運上目である）につき三五匁、同八年には山目一五貫（山目は京目或はわいでんぐ目では一割二分出となる）につき三五匁を四〇匁に値上げした。これは銀一匁につき京目鉛四八〇匁を四二〇匁としたのである。院内銀山の御払値段は慶長一七年頃銀一〇〇匁に鉛二五貫つまり一匁につき二五〇匁、元和六年一匁につき七〇匁、寛永八年六月七〇匁を一〇〇匁に値下げした。これはすべて銀山通用のれいでんぐ目と見られる。慶長年間の買上値は不明だが、元和六年乃至八年には買上れいでんぐ目で銀一匁につき鉛三〇〇匁乃至四八〇匁となり払値は七〇匁であるから四倍乃至七倍となる。この利率は慶長年間に一層大と考うべき公算がある。この間若干の伝馬等の賃銀を要するが出目代銀の上納もあり藩の利潤は莫大であつ

た。続銀山記に「誠にむかし銀山始て二歳三歳五さい山と数ふる頃、うたに鉛三度に銀に成といふ事諸人いひならはせり」とある。鉛三度に銀に成とは、たとえば鉛千貫を払いその代銀で鉛を買上げ払うこと前後三度で鉛千貫が銀千貫になるという意味である。

御払鉛確保のため銀山内の脇鉛販売使用は死刑を以て厳禁した。鉛座山廻は随時巡検して無判鉛所持者並に使用者を調べてまた脇鉛を持込むものの発見に務めた。政景日記にも脇鉛違反者の処分が疊見している。慶長一七年政景の指令は、十分の一通過の際刀脇差等に五匁三匁の鉛の紋をおいたものは役所に預り退山の時戻し、同じ少量の鉛でも形ばかりにつけた刀脇差は没収し、五匁より一〇匁まで巾着ふところ懐ふところ袂ふところにいれ持ったものは所持品欠所の上命だけ助け追返し、一五匁二〇匁と持ったものは捕縛して山へ上すところある。同一九年に備前次右衛門間歩から鉛鋳を産し床に使用するため御払鉛が売れぬことがあつた。同間歩は運上山であつて鉛鋳の所持使用は違法とならぬ理であつたが、鉛鋳所持の床屋石買を調査し封印し日限を切り使用を禁止

し一方その間歩並に近傍の間歩一五を召上げ留口を封じたことがある。ク一七、二六、六六 元和八年に鉛座播磨惣右衛門が院内町で拾うからみか山中御鉛の支障になると訴え、明年正月より拾うことを禁止した。ナ八、二四 からみは鋳石と合せて吹鍊するからであらう。

#### 「註」

①佐渡の如き直営形態では直接に金属の生産を高めることを唯一の目標として、御払米を市価より廉価に下げ或は他領他処より格安の米を支給する政策をとつたことが注意される。

②元和六年九月に海蔵院開(開は新田)肝煎が新米五石五四(九俵一俵二斗九二入) 同一〇月に新米二四石三六〇五(八三俵一俵三斗九二五入)を二月に古内村開肝煎が新米四五石三六(一六二俵一俵二斗八入)を銀山へ納入した。カ二、七、二六

③元和四年御蔵役が山奉行の検使をまたす二千石を売却したので、廻し不足分上銀八三一匁余を弁償せしめた。ナ四、四三、二九

④真崎文書所收慶長一九年九月二三日義宣の物成並諸役相定条々に「ますの儀新升にて有様ニ斗べし」と新升使用を命じ、納払の使用の場合をそれぞれ明示しているから納払ともに新升が採用されたのである。政景日記慶長二〇年九月一七日の条に「本升と新升のあひた本升五斗入新升にて五斗五升壹合御座候由御蔵にて去十四日に小野崎吉内田代監物檢使にて候り候由、右近

殿昨日御物語」とある。この本升新升はともに納升と見られる。即ち新納升五斗入は弘升で五斗三升五合あることが記されている。この弘升は本升ではあるまいか。元和元年二月の御蔵米算用に元和元年から同四年まで米納七二、四一一石余石弘口納一石に付一斗出の算用とある。これによると弘升の出は一石につき一斗が基準らしい。寛永四年阿仁金山の御弘米出は一石につき一斗三升余で前年の一斗八升到比し甚だ少かつた。御算用「衆の疑問に答えて政景は給人物成を御弘に廻した分が多かつたためといふ、傍輩より請取渡米は互に有様に可有之候間、出自納升と弘升の間さたまりの外有間敷、壹斗の上は百姓よりの請取米にて可有之候」と述べた。カ五、正、云、即ち一斗出が定法でそれ以上は何かの名義で百姓より取立てた分となる。

徳川義親氏納升弘升の考察（社会経済史学二ノ一）は本曾の升について述べられたが、多少事情が異なるようだ。

⑤佐竹藩初期の知行高蔵入高は将来検討を要する。羽陰史略慶長一三年の条に、此年秋田仙北御蔵高合七万五千五百四十九石九斗三升三合とありこの内私方扶持方が若干ある。秋田県史（一の九九頁）にこれを蔵入高とみて六つ物成の法で本高（蔵入石高）を約一二万石、知行高二〇万石として余の八万石は給知であるとうとする。同書に引く嘉永二年書上によれば午未申の所務蔵入高一二五、三二五石一七一でこれは明かに蔵入石高で蔵入米高でない。秋田県立図書館所蔵元文五年の六郡村教御高覚帳に惣高合三十三万四千五百二十四石五斗一升四合

内 拾万六千百十三石四斗一升八合 御蔵入  
 内 七十五石四斗五升七合 五所野村今沢  
 内 武拾貳万八千四百十石五斗九升六合 給分前  
 となつてゐる。佐竹家所蔵慶安四年卯六月二十四日の仙北分村々給分高調の記載法は本田若干内給人某若干御蔵入若干、開若干内給人某若干御蔵入若干とあつて、これは前掲高覚帳も同様である。政景日記寛永四年正月二十四日の条の寛永二年二月七日迄之目録之写は次の如くなる。

八六、〇六三石九五七 秋田本田分  
 一三三、一五〇石六八五 仙北本田分  
 右二口六つ成  
 新開  
 一四、七五三石六一二  
 内 二、二七二石六一二 御蔵入分  
 一、二、四五一石 給人分  
 計 二三三、五三〇、五〇三  
 佐竹氏は朱印高は慶長以来二〇五、八一八石であるが、貞享元年の幕府への届によると、朱印高以外に（梅津忠実日記貞享元年六月二六日）  
 五九、四六六石 出羽国古田

六〇、三八一石

同園 新田

一二八石

下野園新田

以上寛文四年届出の高辻帳並目錄

二〇、三四三石

出羽園新田

四五石

下野園新田

以上寛文四年後の新田

計 一四〇、三六三石

とある。要するに慶長以來新田が増加し寛文貞享頃までには著しい開があり、これらは蔵入と給分に分割されたことはいまでもない。かくて元文年間蔵入一〇万余石嘉永年間一二万余石となつたので、慶長年間七万余石は蔵入石高であることは疑いない。六つ割にして約四万三千石が蔵入米高となる。寛永五年分蔵米（荒損分を除く）の処分法は次の如くである。カ六、三、一五米納 三四、八〇七石

内 九、四三二石

秋田仙北扶持方

六、九六三石

山にて払

四、九一〇石

野城舟越露田材木の代

三、九四二石

道通り賄（國人足扶持方政所免肝煎免）

一、一二〇石

大豆納分

八、四四〇石

余分（敦賀上米）

- ⑥天英公御書写（元和一〇）二月二十四日 義宣書状
- ⑦初期の算用書として次の如く記す。

近世銀山の領有機樁（小葉田）

鎔千貫目 此元銀貳貫八百五十七匁一分  
銀壹匁に付三百五十目宛なり

此払銀貳拾貫目 銀壹匁に御鎔五十目宛払七倍利

同 七千貫目 此銀貳拾貫を以元とす

此払銀 百四十貫目

同四万九千貫目 右銀百四十貫目元とす

此払銀 九百八拾貫目

⑧バジュスの日本切支丹宗門史（吉田訳中巻四六頁）に、一六一七年（元和三）義宣は二〇人のキリシタンを連放した時自首したキリシタンの家で少量の鎔を発見した「鎔は領主の独占の品」でその鎔の出所を告げること責められたことが見える。これは御払鎔制下の院内銀山の事実かと思われる。同藩のキリシタンは鉱山内に多く特に院内銀山が中心であった。鉱山外の鎔売買は必しも禁止されていない。「他國よりは御法度に倣間、御分國に両買候へ」と政景が指示したこともある。

カ五、二、一七

の知つてゐる編年の研究の結果と差がある様で、ひいてオホーツク式土器の編年の位置についての把握も不明確な点が多い様に思はれる。更に又遺蹟の性質から墳墓、堅穴等の一括遺物を中心に精細な型式学的研究に及ばれる事があれば一層完全なものになつたのではなかつたかと考えられる。とまれオホーツク式文化の最良遺蹟の資料集が六二頁にもわたる豊富な図版——中には数葉故杉山寿榮男氏の図があつてわれわれを懐古的気分にかさつてくれるものもある——を主として出版されたことは学界の為に喜ぶべき事と言はねばならぬ。最後に余り豪華な為われわれ貧書生にとつて高峰の花である点が現下の状態のもと余儀ないとしても本書の唯一の欠点であると思はれる。(版・網走郷土博物館、野村書店 本文82図版62、頒価二〇〇円)

—坪井 博足—

× × × × ×

口 絵 解 説

グプタ時代の銅板文書

グプタ朝及び以後の印度に於ては、土地又は村落の譲与売買抵当の場合には、多く銅板に所定の事項を刻し、之を郡又は政府に保管し、後日の証拠書類とした。地券に当るものである。之には郡又は政府の印が捺されてあつて、この発行によつて、公式のその上級所有権が認められたことになる。その形式は一定しておつて、最初に、その譲与その他の行はれた時の統治者たる王とその系譜並びに紀年を記し、次に之を行方人の系譜を記し、次に証人として関係者を列記し、次にその譲与その他に伴う税賦その他の具体的な内容並びに境界を詳記し、最後に、該文書の起草者と伝達責任者を記している。婆羅門がこの種の銅板文書を偽造し、免税の特典を享受しているのを知つて、ハルシヤヴァルダナ(戒日王)が、その文書を破却したことを記した文書がある。之等文書は大抵銅板であるが、他の金屬との合金もあり、黄金のものも現存している。之は銅職人その他之を専門とせる下級職人によつて刻せられ、税賦の変更によつて、後の時代にその箇所を抹殺し、新しい税額を刻したものも現存している。

(佐藤幸四郎)

銀製錬の図

これは銀製錬の最終工程を示す図である。南蛮絞りにかけた灰吹銀を採る工程はこの絵巻の、この図に先立つ二枚の図に示されている。

(1) 合かね(含銀銅と鉛)を南蛮絞りにして、銀鉛の湯は一緒にになり、鉛壺に落ちて形如くに相成候を垂銀と唱え、此品灰吹床に荒灰吹銀にて吹立て、銅は右南蛮床釜の中にしつらえ候事。

(2) 前条垂銀と唱え候品を、灰吹床にて荒灰吹銀に吹立、鉛者灰之中に有之候に付、灰籠に取上げ留粕と唱え留置き、為粕流と申太床にて銀吹取候事。右の工程に次いで最後に上質の銀をとる工程がこの図である。それは

(3) 鍋三四升入位成を居、重灰一盃入炉作いたし、真中に上銀の本形を以窪を拵、荒灰吹銀を入置吹子管拵差当て上銀に吹立候事

とある。

これは近世後期の生野銀山の製錬工程を示すものであるが(生野鉱業所蔵)、院内銀山の場合も原理的には同一であつた。

(小葉田 淳)

---

## ENGLISH SUMMARY

---

Vol. XXXIV No.4 1951

---

### Studies in the Innai Silver Mine

*Atsushi Ohada*

The history of mining in Japan is a field hitherto little explored. The history of mining, especially the increase in the production of precious metals in the XVI—XVII centuries in Japan, is an important historical problem, because it is an important historical problem, because it is closely connected with the economic development of this country in modern times and, in this sense, with world history. When we take up the problem of silver production at the Innai mine we have to make investigation into the system of ownership by the feudal lord, the mode of production, etc., in the light of the stages of development of mining in Japan. This naturally leads to the comparison of the Innai silver mine with other mines. In view of the fact that there are only few mines whose historical records are better preserved than the Innai mine, a close investigation of its history seems to constitute the prerequisite to understanding the development of mining in Japan. The present article consists of four chapters: I. The Mechanism of Ownership; II. The Form and System of Production; III. Trends in Silver Production; IV. The Structure of the Mining Town. In the present number appears Chapter I, which deals with the administrative system of the Mine under the feudal lord and his incomes arising from the ownership. It may be noted that the system of mining

here described of the Innai mine represents one of the mines of most common type, though there were, of course, exceptions.

### A Study of Social Structure Under the Gupta Dynasty (VI-VIII Centuries)

*Keishiro Sato*

The discovery of a number of deeds inscribed on bronze plates dated pre-Islamic ages in India seems to throw a new light on the study of the village community in India, which has been little explored due to scarcity of data. During the period under the Gupta dynasty, IV-VIII centuries, blood relationship as binding forces of the village community persisted, though declining, and sub-clans splitted from the original clan constituted the kernel of village association. In the village there was discrimination between the full members on the one hand and the unfree men and immigrants on the other. Such discrimination will be seen in the mode of allotting land, i.e. allotment within the boundary of the village and that on its border, as well as in the taxation system. Antagonism between the king and the village community emerged as the result of dispute over the right of cultivating uncultivated soil. In spite of such burning problems the village community had continued to grow until the Muslims invaded India and effected a wholesale change in social structure, imposing the Zamindār as a new taxation system.

### The German Empire and the Culture Struggle.

*Genaro Hirozane*

It is generally accepted that Bismarck's so-called Culture Struggle